

第 3 期における水質保全効果測定手法

令和 7 年 8 月

農林水産省

算定手法（樹脂製被膜を用いない緩効性肥料の利用及び長期中干し）

【対象取組】

地域特認取組：樹脂製被膜を用いない緩効性肥料の利用及び長期中干し（滋賀県）

【算定手法】 ※滋賀県地域特認取組申請書（第2期評価で使用した算定手法）

単位あたり全窒素流出負荷削減量 ①	実施面積 (H30実績) ②	全窒素流出負荷削減量 ③ = ① × ②	調査期間 ④	1日あたりの全窒素流出負荷削減量 ③ / ④	1日あたりの単位あたり全窒素流出負荷削減量 ① / ④
0.7kg/ha	5,600ha	3,920kg	114日	34.4kg/日	6.1 g /ha/日

1日あたりの全窒素流出負荷削減量34.4kg/日は、琵琶湖への農地系（約50,000ha）からの全窒素流入負荷量1,834kg/日※1の1.9%に相当。
1日あたりの単位あたり全窒素流出負荷量6.1g/ha/日は、水田（作付期）の全窒素流出負荷量の原単位31.1g/ha/日※1の19.6%に相当。

【留意点】

令和7年度から取組内容を一部変更（樹脂製被膜を用いない取組へ切り替え）。

樹脂製の被膜を用いた被覆肥料については、被膜殻がほ場から流出した場合には水質汚染等の原因となることが懸念。

樹脂製被膜を用いない緩効性肥料の利用 ⇒ 緩効性肥料の利用による水質保全効果は第2期と同様
プラスチックごみの発生抑制※2

長期中干し ⇒ メタン排出削減効果を推計

※1第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（2015）より

※2第8期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（2022）より